

北九州市農業委員会

第31回西部部会会議（令和7年度2月部会会議） 議事録

1 日 時 令和8年2月10日(金)午後2時30分～午後2時45分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所2階 会議室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 19名

農業委員 7名

大庭喜重	岩男徹	竹内輝壽	山鹿茂紀
木原幹雄	山田泉	大庭美智子	

農地利用最適化推進委員 12名

秋山誠	相良美一	大庭研次	小田勝
香山安孝	千々和義孝	西孝義	酒井昭夫
太田義久	太田義久	森野幸則	浦邊光造

・欠席委員 1名

農地利用最適化推進委員	宮野誠司
-------------	------

4 事務局出席者

福田事務局長	池永次長	荒木係長
--------	------	------

5 議 事

(1)農地法関係

<議案>

議案第67号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第68号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件

<報告>

報告第122号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	6件
報告第123号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	7件
報告第124号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	1件
報告第125号	非農地証明願について	1件
報告第126号	農地改良届について	1件

(2)一般議案

議案第2号	地域計画の変更に関する意見の決定について (農業経営基盤強化促進法第19条第6項)	1件
-------	----------------------------------------------	----

6 傍聴人 なし

部会長

ただ今より、第31回西部部会会議を開催いたします。
まず、出席委員の確認です。
本日の出席委員は19名です。欠席委員は、10番の宮野委員1名です。
過半数の出席がありますので会議を始めます。
今回の署名委員は私と、3番の岩男委員、19番の大庭美智子委員です。
よろしくお願いいたします。
本日の部会会議は、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。
議案書は事前に皆様のお手元に送付され、内容をご確認いただいていることと
思いますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認をお願いいたします。

本日は事前審査の前に、お二人の新規就農者の面接を行いますので、事務局から説明があります。

事務局

では、これより新規就農者1番の方の面接に移りたいと思います。

お手元の「営農計画書等」をご覧ください。

【新規就農者1番】入室

【新規就農者1番 自己紹介等】

部会長

ありがとうございました。

就農開始について何か、ご意見はございませんか。

(意見なし)

特にご意見は無いようですので、問題ないと判断したいと思います。

【新規就農者1番】退室

次に、新規就農者2番の方の面接に移りたいと思います。

お手元の「営農計画書等」をご覧ください。

【新規就農者2番】入室

【新規就農者2番 自己紹介等】

部会長

ありがとうございました。

就農開始について何か、ご意見はございませんか。

(意見なし)

特にご意見はないようですので、問題ないと判断したいと思います。

【新規就農者 2 番 退室】

部会長

では、はじめに1ページの議案第 67 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案 2 件です。

この議案につきましては、小田委員が当事者となっておりますので、議事進行の間、小田委員の退室を求めます。

【小田委員 退室】

部会長

では、この件について、第 1 調査委員会で事前に審査をしましたので、その意見を岩男調査長より報告をお願いします。

調査長

議案第 67 号の 1 から 2 の 3 条許可申請について、ご報告いたします。

申請地 1 については、譲受人が水稻栽培を行う計画です。

また、申請地 2 については、譲受人が花卉栽培を行う計画です。

いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。

それでは、ご審議をお願いします。

部会長

ご意見はございませんか

(異議なし)

部会長

ご異議はないようですので、議案第 67 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案通り許可することにします。

それでは、小田委員の入室を求めます。

【小田委員 入室】

部会長

次に、2 ページの議案第 68 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、本議案は県知事許可事案 1 件です。

この件について、第1調査委員会で事前審議をしましたので、その意見を岩男調査長より報告願います。

調査長

議案第68号の5条許可申請について、ご報告いたします。

申請地については、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない「第2種農地」です。

申請地については、無蓋駐車場として使用するため、農地を転用するものです。

地元水利権者の承諾を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題なく許可相当という結論でした。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。

それでは、ご審議をお願いします。

部会長

ご意見はございませんか

(異議なし)

部会長

ご異議はないようですので、議案第68号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり了承することにします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。

そのほかで、何かございませんか。

(意見なし)

部会長

他になければ農地法関係の議案審議を終わります。

部会長

続けて、一般議案に移ります。

議案第2号「地域計画の変更に関する意見の決定について」事務局より説明をお願いします。

事務局次長

このたび、北九州市が地域計画を変更するにあたり、農業経営基盤促進法第19条第6項に基づく意見聴取を求められました。

農業委員会は、この計画が適当か否か、また、部会で提出された意見について、市に回答いたします。

それでは、計画変更の経緯ならびにその内容について、西部農政事務所の担当者よりご説明いたします。

農産係長

地域計画についてご説明いたします。

地域計画の具体的な内容については、皆様にご承知いただいていることと存じますので、資料に沿ってご説明を進めさせていただきます。

当地区は、安屋後地区と申しまして、脇田港から岩屋方面へ約 490mの場所に位置し、脇田側に面しております。

地域の状況としましては、安屋後、安屋南、安屋中谷の集落を点と線で結んでおります。地区全体の面積は、約 18 町歩(ヘクタール)で、そのうち農業振興地域のうち農用地区域内の約 12 町歩を占めております。

地域の課題としましては、農地集約の課題が多く、規模拡大を希望する農家が少なく、むしろ規模縮小を希望する農家が多い状況です。このような背景から、本地域計画を策定することとなりました。

策定にあたりましては、集落座談会、集落への説明、アンケート調査、集落説明会などを複数回実施し、安屋後地区の皆様にご意見を伺い、その結果を基に計画を作成いたしました。

計画の基本方針としては、本地区における水稻栽培と、直売所への出荷、そして当然ながら農協への出荷を継続してまいります。

現状、新たな園芸作物の導入はせず、当面は現状維持の形で水稻栽培を継続し、活動を進めていく所存です。

今後のあり方については、集落の維持を進めつつ、将来の担いてとなる人材を育成・誘致していく方針です。現状の農地集積率は 41.4%ですが、将来的に 47.6%を目指しております。規模拡大を希望する農家を中心に、計画を進めてまいります。

農家の集積・集団化については、農業インフラの整備、就農者確保対策の推進、そして地域での調整を図ってまいります。

当地区には、みかん栽培をされている方もいて、引き続きみかん栽培を希望される方もいます。そのため、有害鳥獣対策を行いながら、果樹栽培も推進していく方針です。

担い手一覧には、地域の担い手候補を記載しております。

1番の方、7番の方、21番の方々は、現在親世代が農業を営んでおりますが、10年後にはその子ども世代が後継者となることを想定しております。

現状、約 9 町歩の農地がありますが、後継者が引き継ぐことで、約 15 町歩まで担い手による農地が増加する見込みです。

元々の面積は 18 町歩ですが、現状は、15 町歩で、約 3 町歩ほど少ない状況で

す。

これは、現在まだ担い手が見つからない、あるいは利用されていない農地が約3町歩あるためです。

今後、地域計画を毎年見直し、利用されていない農地については、少しずつ担い手に集積されるよう計画を変更していければと考えております。

地域計画については、以上でございます。

今回の計画で最も重要だった点は、集落内での話し合いを通じて、皆様が現在の農地について、将来的にどうであるべきかという共通認識を持つことができた点です。

また、農事組合に加入されていない方や、新規就農者の方も含む形で計画を作成できたことも重要です。担い手についても広めに設定し、地域全体での共通理解が得られたことが、今回の計画の大きな成果であると考えております。

今後も毎年、地元と協議しながら、より良い計画を作り上げていきたいと考えております。

まずは、こちらをたたき台として、第一弾としてご理解いただければ幸いです。以上です。

事務局次長

それでは、ご審議をよろしく願いいたします。

部会長

ただ今の説明について、ご意見はございませんか。

(意見なし)

部会長

それでは、計画は適当である、と北九州市に回答します。

それでは、これで一般議案の審議を終わります。

続いて、事務局からの連絡事項をお願いします。

(事務局から連絡事項)

それではこれで、第31回西部部会会議を終了いたします。

お忙しい中、ご出席ありがとうございました。